

1 事業名

市道路線の認定

市道 1-215 号線、市道 1-219 号線、市道 1-916 号線、市道 1-917 号線

2 事業の概要

都市計画道路東京狭山線の一部が供用開始されることに伴い、当該路線の供用開始区間と重複する既存の 3 路線（市道 1-215 号線、市道 1-217 号線、市道 1-219 号線）について道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、このうち、市道 1-215 号線及び市道 1-219 号線については供用開始区間と重複する部分を除いた大字下安松字下川原 151 番 10 を起点として 160 番 9 を終点とする部分及び大字下安松字下川原 175 番 2 を起点として 174 番 1 を終点とする部分を同法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線としてそれぞれ再認定し、市道 1-217 号線については市道 1-916 号線として大字下安松字下川原 166 番 1 を起点として 160 番 11 を終点とする部分を同項の規定に基づき新設の市道路線として再認定するものである。

また、市道 1-917 号線については、東京狭山線に接続する既存道路の機能を確保するために埼玉県が新規路線（上部横断道路）として整備を行い、本市に移管されることから同項の規定に基づき市道路線として認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する4路線の場所、延長及び幅員については、議案書添付の案内図のとおりである。